

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の災害等リスク

①地域の概要・立地

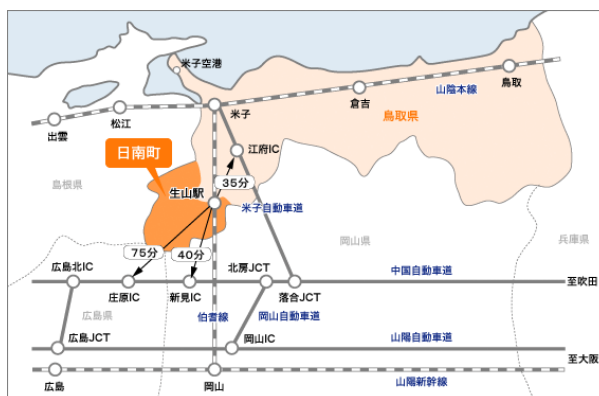
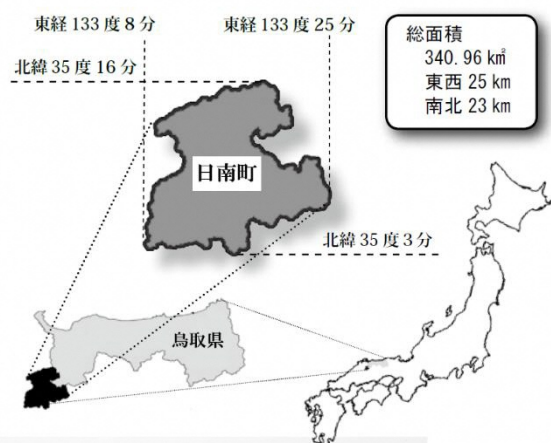
日南町は、中国山地のほぼ中央に位置し、西は島根県、南は岡山県、南西部は広島県と3県との県境に接しており、中国山地の標高300m～600mの準高冷地で、冬季には積雪1mを超える豪雪地域である。人口は4,215人(R4年4月末時点)、面積は約341km²(東京23区の約半分に相当)と広大な面積を有し、鳥取県の面積のおよそ1割を占めている。また、森林が304.61km²とおよそ9割を占めており、豊かな森林を活かし林業が主要な産業の町である。このように自然にあふれる環境にある日南町だが、町を取り巻く環境は非常に厳しいものばかりで、人口減少・少子高齢化は深刻化しており、出生数と死亡数の人数格差は広がる一方である。そのため、町内産業の維持には町の取組んでいる移住定住事業や農業研修生制度等による外部からの生産年齢人口の取り込みでの「働き手」の確保が急務である。

また、山間部に集落が点在し高齢化率は50%以上と高く買い物困難者が多いことから、パン・牛乳・卵・豆腐など自社商品に特化した移動販売業者が多いが、商圏内の人口が減少し売上は減少傾向にある。

ただ、交通面から見ると山陰、山陽を結ぶJR伯備線の要路となっており、日南町の玄関口である生山駅は、伯備線の中でも「特急列車の停まる駅」であり、幹線道路整備もあることから島根県奥出雲町など隣接する他県からの利用客も多い。この交通面での立地特性を活かせれば交流人口が増加する期待が持てる。

なお、日南町は行政合併をしていない単独町であり、日南町商工会は町内唯一の商工会である。

日南町の位置と交通



【出典】日南町ホームページ

②気象概況(日南町ホームページより)

裏日本型気候区の中国山地型気候で、平均気温は標高490mの地区で約11度、降水量は年約2,000mmで、冷涼多雨な気候です。降雪期間は12月から3月で、多い地区で1.0m～1.5mの積雪があります。

③災害リスク

日南町で主として想定される災害は、台風、大雨を要因とする風水害、土砂災害、大雪による雪害、地震及び感染症である。

(洪水：ハザードマップ)

日南町のハザードマップによると、役場庁舎や商業施設等が立地する中心地域において、0.5mを超える浸水が予想されているほか、中学校や道の駅下側では最大で3m以上の浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

日南町のハザードマップによると、日野川本流域で形成される盆地やV字谷により多くの土砂災害が生じる箇所が点在している。また、石見川・九塚川流域では、1,000m以上の高峰をもつ山塊が集まっており、急峻な地形の中に多くの土砂災害が生じる箇所が点在している。北方の山の上の台地では、標高400から550mの間に集落が点在しており、山はなだらかな丘状の起伏をみせ、土砂災害の生じる箇所は

他の地域と比べるとやや少ない。

(地震：日南町地域防災計画〈震災対策編〉)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で3%未満、震度5弱以上の地震は今後30年間で26%以上の確率で発生すると言われている。日南町において震度4以上が想定される地震として7つの断層による地震を想定しているが、この中でも鳥取県西部地震断層帯と鎌倉山南方活断層による地震震度は5弱から6弱を見込んでいる。鳥取県西部地震断層帯の地震による被害は、建物被害で大破10棟、中波80棟、人的被害で死者なし、負傷者10人を想定している。

(感染症：日南町新型インフルエンザ等対策行動計画)

新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症)は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持たないため世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。町では、国や県等と連携して感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命と健康を保護するとともに、町民生活や地域経済に及ぼす影響を最少とするため、平成26年12月に日南町新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。令和2年に国内で感染者が急増した新型コロナウイルスに対しても、この計画に基づき適切に対応する必要がある。町内には中心地域に商業施設や飲食店が集中しており、また県境に立地する地理的条件から、道の駅や宿泊研修施設など県内外から不特定多数の人が利用する施設もあることから、感染予防対策を徹底する必要がある。

(2) 商工業者の状況 令和4年6月1日現在

- ・商工業者数 182人
- ・小規模事業者数 160人

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
建 設 業	34	32	町内各地に点在している
製 造 業	13	10	町内各地に点在している
卸 売 業	23	21	町内各地に点在している
小 売 業	40	33	主に生山・霞を含む日野上地域に分布している
飲食・宿泊業	17	16	町内各地に点在している
サービス業	36	33	町内各地に点在している
そ の 他	19	15	1/3 は生山地域にあり、その他は点在している。
合 計	182	160	

(3) これまでの取組

ア. 日南町の取り組み

- ・地域防災計画の策定(最終改定 令和4年5月)
- ・防災訓練の実施(毎年実施)
- ・防災、感染症等対策備品の備蓄
- ・日南町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(最終改定 平成26年12月)

イ. 日南町商工会の取り組み

- ・災害時における地域商工業者の被災情報の収集
- ・事業者BCPに関する国・県の施策周知
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進(ビジネス総合保険・経営者休業補償保険)
- ・鳥取県商工会連合会と鳥取県商工会議所連合会、鳥取県の3者での大規模自然災害発生時における各種支援協定を締結(令和元年8月20日)

2. 課題

- ・緊急時の対応及び協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・感染症対策において、地域内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイ

- ナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
- ・小規模事業者における個社別BCP計画策定が進んでいない。

3. 目標

- ・地区内の小規模事業者に災害・感染症等リスクを周知し、事前対策の必要性を認識させる。
- ・民間損保会社と連携した損害保険の活用促進
(ビジネス総合保険、経営者休業補償保険、休業対応応援共済、商工貯蓄共済)
- ・発生時速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症まん延時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、災害対応体制、関係機関との連携体制、小規模事業者の被害情報収集・連絡体制を平時から構築する。

4. その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和 4年 8月 1日～令和9年 3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

日南町商工会と日南町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

ア. 事前の対策

以下のとおり日南町商工会と日南町が事前の対策に取組み、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

①小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事前休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市町村広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

②小規模事業者のBCP作成支援

- ・小規模事業者のBCP策定状況を把握するとともに小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

③ 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・日南町商工会は、令和4年に事業継続計画を作成（予定）。

④ 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社と連携した、小規模事業者に対する災害リスクの周知、事業者BCPの策定支援を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

⑤ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・日南町商工会と日南町で事業者BCPの推進について検討する場を設け、状況確認や推進方策等について協議する。

⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の具体的な想定（震度5以上の地震、河川の氾濫等）に基づき、日南町、日南町商工会、その他関係団体等との連絡ルートの確認等の訓練を実施する。

イ 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助及び被災者の災害救助が第一であることを踏まえた上で、以下のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・日南町商工会は、発災後速やかに職員の安否を確認（メール等の情報手段を利用して安否や業務従事の可否を確認）し、その状況及び体制について日南町と共有する。

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日南町における感染症対策本部設置に基づき日南町商工会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・日南町は、日南町商工会と家屋被害や道路状況等大まかな被害状況を随時共有する。
- ・日南町商工会は、地域内の事業者の大まかな被害状況を日南町と共有する。
- ・日南町商工会と日南町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、災害の規模に応じて必要な体制を取る。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身が進まず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。

- ・日南町商工会は、職員全員が被災する等により地域内の事業者への応急対策ができない場合、対応可能な職員を踏まえ、業務の優先順位に応じて役割分担を決める。
- ・日南町で取りまとめた「日南町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「屋根や看板が飛ぶ」等の被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・特定の地域内の事業所と連絡が取れない、もしくは交通手段が遮断されており、確認できない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

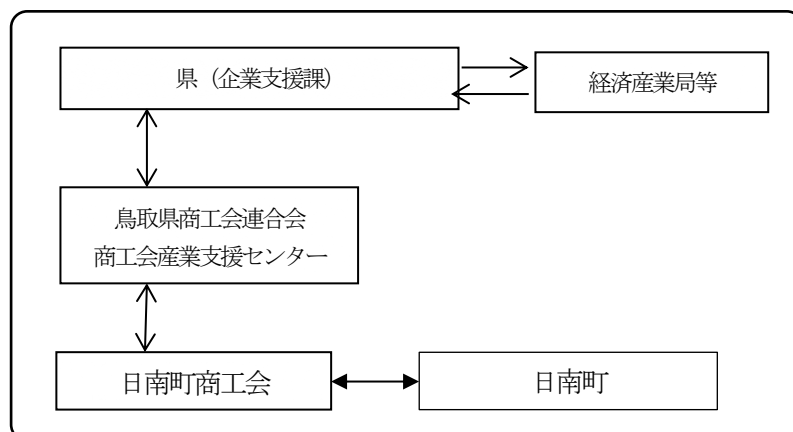
※なお、連絡がとれない地域については、大きな被害が生じているものとする。

ウ 被害状況の県への報告

日南町商工会は、事業者の被害状況に係る情報を、県（商工労働部企業支援課）に報告する。

【報告項目】

事業者名、所在地、業種、被害の状況、被害額（把握可能な場合）、対応内容、復旧見込



エ 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みをあらかじめ構築する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、日南町商工会と日南町が共有した情報を県の指定する方法にて日南町商工会は日南町より県へ報告する。

オ 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・日南町と日南町商工会は、相談窓口の開設について相談する（日南町商工会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・日南町と日南町商工会は、応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

カ 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ・日南町商工会、日南町、県等関係機関で協議の上、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、鳥取県商工会議所連合会・鳥取県商工会連合会・鳥取県が締結した「大規模自然災害発生時等の連携支援に関する協定」（令和元年8月20日締結）に基づき、他の地域からの応援派遣等を県や他地域の商工会・商工会議所等に相談する。

キ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

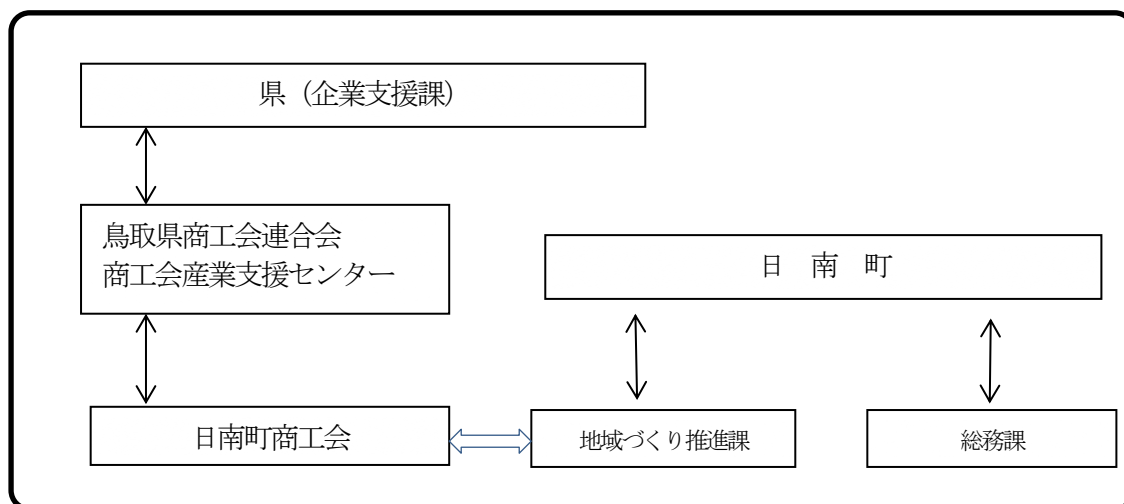
(令和7年6月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制等)

日南町商工会：事務長1名、経営支援専門員1名、経営支援員1名

計3名

日南町役場：地域づくり推進課 3名、総務課 3名



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

氏名 田仲 玲子

連絡先 0859-82-0145

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・災害リスクの周知、事業所BCPの策定支援等の進捗管理、見直し

(3) 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先

①日南町商工会

〒689-5211 鳥取県日野郡日南町生山735番地

TEL：0859-82-0145 / FAX：0859-82-0184

E-mail：nichinan-sci@tori-skr.jp

②日南町役場 地域づくり推進課

〒689-5212 鳥取県日野郡日南町霞800番地

TEL：0859-82-1115 / FAX：0859-82-1475

E-mail：info@town.nichinan.lg.jp

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)
事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
専門家派遣事業	100	100	100	100	100
セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
鳥取県交付金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
①	
②	
③	
・	
・	
連携して事業を実施する者の役割	
①	
②	
③	
・	
・	
連携体制図等	
①	
②	
③	
・	
・	